

## 災害医療・新興感染症医療に関するワーキンググループ 開催要綱

### 1. 目的

- 災害医療及び新興感染症発生・まん延時における医療の提供体制については、各都道府県で策定される医療計画において随時見直しが行われており、今後もこれら体制の充実を図っていく必要がある。
- 本ワーキンググループは、医療計画における災害発生時及び新興感染症発生・まん延時等における医療提供体制等の確保を図るため、災害医療及び新興感染症発生・まん延時における医療等の諸課題について専門的に議論することを目的に開催するものである。

### 2. 検討事項

- (1) 医療計画における災害医療提供体制のあり方に関する事項
- (2) 医療計画における新興感染症発生・まん延時における医療提供体制のあり方に関する事項
- (3) 新興感染症等の健康危機と災害医療の関わり方に関する事項
- (4) その他災害発生時及び新興感染症発生・まん延時における医療提供体制等の施策の実施に必要な事項

### 3. 構成等

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に医政局地域医療計画課を通じて座長の了解を得た上で当日の会合において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

### 4. 運営

- (1) 医政局長がワーキンググループを開催する。
- (2) ワーキンググループは原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利利益を害する恐れ等がある場合は、構成員の申し合わせにより非公開とすることができます。
- (3) 資料及び議事録については、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、後日ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) 検討過程及び検討結果について隨時、地域医療構想及び医療計画等に関する検討会において報告・議論を行うこととする。
- (5) ワーキンググループの庶務は、医政局地域医療計画課において処理する。
- (6) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

## 災害医療・新興感染症に関するワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・役 職
いずみかわ 泉川 公一	一般社団法人日本環境感染学会 理事
おかとも 大友 康裕	国立病院機構 災害医療センター院長
おぎの 荻野 構一	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
おの 小野 太一	政策研究大学院大学 教授
こいど 小井土 雄一	国立健康危機管理研究機構 D M A T 事務局長
さいとう 斎藤 智也	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター長
さきもと 笹本 洋一	公益社団法人日本医師会 常任理事
せこぐち 瀬古口 精良	公益社団法人日本歯科医師会 副会長
たかやま 高山 義浩	沖縄県立中部病院感染症内科 副部長
なかむら 中村 康彦	公益社団法人全日本病院協会 副会長
のぎ 野木 渡	公益社団法人日本精神科病院協会 副会長
ひとみ 人見 嘉哲	北海道保健福祉部 技監
ほんま 本間 正人	一般社団法人日本災害医学会 代表理事
まつもと 松本 珠実	公益社団法人日本看護協会 常任理事